

# 学研労協 NEWS ニュース

## 高エネルギー加速器研究機構 未払い賃金請求裁判 第11回口頭弁論が行われる

高エネルギー加速器研究機構未払い賃金請求裁判が、昨年末12月15日（月）に水戸地方裁判所土浦支部で行われました。高エネルギー加速器研究機構職員組合委員長 栗原良将氏からの報告を以下に、記載いたします。

### 新たな証人尋問決まる

未払い賃金請求裁判の第11回口頭弁論が、水戸地方裁判所・土浦支部で12月15日10時30分より開かれました。傍聴人は20名以上集まり、いよいよ大詰めを迎えた裁判の行方を見守りました。今回の口頭弁論は、時間は7分程度と短いものでしたが、新しい注目すべき展開がありました。

### 神谷前理事、証人台へ

前回10月27日に行われた証人尋問で証人に立った野村労務担当理事は、2012年3月の段階ではまだ次期理事としてのオブザーバー参加であり、肝心の覚書を交わした当日の団体交渉には参加していませんでした。そのため、裁判で争点となっている機構と組合の間で交わされた覚書の解釈・締結の経緯について、明確な証言が出来ませんでした。そこで、私たちは覚書締結時の機構側の責任者であった神谷前理事の証人尋問を要求していました。（合わせて、栗原・中村原告の証人尋問も要求しました。）しかし、被告側は新たな証人尋問は必要ないと主張し、裁判長も前回証人尋問の後「証人尋問は十分におこなった」との見解を示しており、新たな証人尋問が認められる可能性は低いと考えていました。ところが、15日の口頭弁論からは裁判長が小林敬子裁判長から新堀亮一裁判長に替わり、一転して神谷前理事の証人尋問が決定しました。尋問時間は、原告からの主張が認められ、主尋問30分+反対尋問10分の40分が認められる模様です。栗原・中村原告の尋問は認められませんでした。被告側の「尋問は必要ない」と主張する書面の中で、退職手当切り下げに関する代償措置の不在と、特例法による給与減額の逆転現象（一部で、給与の低い職員の方がより多く減額される）の存在を認めました。

神谷前理事の証人尋問が認められたことで、被告側の覚書に関する「とんでも解釈」が誤っていることを証明するまたとない機会が得られたといえます。次回証人尋問は、3月2日15時から水戸地方裁判所土浦支部にて行われます。引き続き、皆様のご支援をよろしく  
お願いいたします。

以上